○厚生省告示第三百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額（平成十二年三月厚生省告示第六十二号）を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。

平成十二年十二月十三日

厚生大臣　坂口　力

表中「七百六十円」を「七百八十円」に改める。

○厚生省告示第三百八十八号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第四項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（平成十二年三月厚生省告示第六十四号）を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。

平成十二年十二月十三日

厚生大臣　坂口　力

表中「七百六十円」を「七百八十円」に改める。

○社会保険庁告示第二十二号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十号）附則第十三条の規定に基づき、船員保険の介護保険料率を次のように定め、平成十三年一月一日から適用し、平成十二年三月十日社会保険庁告示第十号（船員保険法第五十九条ノ二第一項の規定に基づき船員保険の介護保険料率を定める件）は、平成十二年十二月三十一日限り、廃止する。

ただし、同法第十九条ノ三の規定による被保険者に関する平成十三年一月分の介護保険料については、なお従前の例による。

平成十二年十二月十三日

社会保険庁長官　髙木　俊明

千分の一五・九

○社会保険庁告示第二十三号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十号）附則第八条の規定に基づき、政府の管掌する健康保険の介護保険料率を次のように定め、平成十三年一月一日から適用し、平成十二年三月十日社会保険庁告示第九号（健康保険法第七十一条ノ四第十項の規定に基づき政府の管掌する健康保険の介護保険料率を定める件）は、平成十二年十二月三十一日限り、廃止する。

ただし、同法第二十条の規定による被保険者に関する平成十三年一月分の介護保険料については、なお従前の例による。

平成十二年十二月十三日

社会保険庁長官　髙木　俊明

千分の一〇・八

○自治省告示第二百六十一号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づき、次のとおり住居表示が実施された。

平成十二年十二月十三日

自治大臣　片山虎之助

一　団体名　大阪府大東市

二　実施期日　平成十二年十月二日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
泉町二丁目	泉町二丁目の一部
諸福一丁目	諸福一丁目の一部
寺川三丁目	寺川三丁目の一部
深野二丁目	深野二丁目の一部
深野五丁目	深野五丁目の一部
氷野三丁目	氷野三丁目の一部
中垣内一丁目	中垣内一丁目の一部

一　団体名　山形県村山市

二　実施期日　平成十二年十月十日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
駅西	大字楯岡字楯岡西の一部
楯岡倭町	大字楯岡字楯岡西の一部

一　団体名　島根県益田市

二　実施期日　平成十二年十月十日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
高津三丁目	高津町の一部
高津四丁目	高津町の一部

一　団体名　北海道網走郡女満別町

二　実施期日　平成十二年十月十六日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
西四条一丁目	字中央の一部
西四条二丁目	字中央の一部
西四条三丁目	字中央の一部
西五条二丁目	字中央の一部
西五条三丁目	字中央の一部
西六条三丁目	字中央の一部

一　団体名　北海道札幌市

二　実施期日　平成十二年十月二十三日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
北区の一部	屯田町の一部
屯田七条四丁目	屯田町の一部
屯田七条五丁目	屯田町の一部
屯田七条六丁目	屯田町の一部
屯田七条七丁目	屯田町の一部
屯田七条八丁目	屯田町の一部
屯田七条九丁目	屯田町の一部
屯田八条四丁目	屯田町の一部
屯田八条五丁目	屯田町の一部
屯田八条六丁目	屯田町の一部
屯田八条七丁目	屯田町の一部
屯田八条八丁目	屯田町の一部
屯田八条九丁目	屯田町の一部
屯田九条四丁目	屯田町の一部
屯田九条五丁目	屯田町の一部
屯田九条六丁目	屯田町の一部
屯田九条七丁目	屯田町の一部
屯田九条八丁目	屯田町の一部
屯田九条九丁目	屯田町の一部
南区の一部	屯田町の一部
藤野二条十丁目	藤野二条十丁目
藤野二条十一丁目	藤野二条十一丁目
藤野二条十二丁目	藤野二条十二丁目
藤野二条十三丁目	藤野二条十三丁目

一　団体名　北海道帯広市

二　実施期日　平成十二年十月二十三日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
西十三条南三十九丁目	稲田町の一部
西十三条南四十丁目	稲田町の一部
西十三条南四十一丁目	稲田町の一部
西十四条南三十九丁目	稲田町の一部
西十四条南四十丁目	稲田町の一部
西十四条南四十一丁目	稲田町の一部
西十五条南三十九丁目	稲田町の一部
西十五条南四十丁目	稲田町の一部
西十五条南四十一丁目	稲田町の一部
西十六条南四十一丁目	稲田町の一部

一　団体名　神奈川県横浜市

二　実施期日　平成十二年十月二十三日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
神奈川区の一部	斎藤分町
栗田谷	旭ケ丘の一部、栗田谷の一部、斎藤分町の一部、中丸の一部、二本榎の一部
中区の一部	新港一丁目
新港二丁目	新港町の一部
旭区の一部	新港町の一部
鶴ケ峰本町一丁目	鶴ケ峰一丁目の一部、鶴ケ峰二丁目の一部、鶴ケ峰本町の一部
鶴ケ峰本町二丁目	鶴ケ峰本町の一部
鶴ケ峰本町三丁目	今宿東町の一部、鶴ケ峰本町の一部
金沢区の一部	堀口の一部
能見台東	長浜の一部、堀口の一部
栄区の一部	笠間町の一部
笠間一丁目	笠間町の一部
笠間二丁目	笠間町の一部
笠間三丁目	笠間町の一部
笠間四丁目	笠間町の一部
笠間五丁目	笠間町の一部

一　団体名　新潟県新井市

二　実施期日　平成十二年十月二十八日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
高柳一丁目	大字高柳の一部、大字中川の一部
高柳二丁目	大字高柳の一部、大字二子島の一部
中川	大字中川の一部、大字石塚の一部、大字稲塚の一部、大字栗原の一部
東陽町	大字高柳の一部、大字中川の一部
工団町	大字新井の一部、大字石塚の一部、大字中川の一部
新工町	大字新井の一部、大字石塚の一部、大字中川の一部
関川町一丁目	大字高柳の一部、大字二子島の一部

一　団体名　滋賀県栗太郡栗東町

二　実施期日　平成十二年十月三十日

三　実施区域

町名	住居表示実施前の町名等
綣四丁目	大字綣の一部、大字苅原の一部、大字霊仙寺の一部
綣五丁目	大字綣の一部